

事 務 連 絡
平成29年8月23日

各都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
交通・環境部長 荻原正吾

低公害車普及促進対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の 交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省自動車局環境政策課及び同貨物課より、別添のとおり標記補助事業に係る交付予定枠申込みの開始・事務取り扱いについて、改めて通知がありましたのでお知らせいたします。

CNGトラック及びハイブリッドトラック等の導入に際して、当該補助事業を利用する場合には、地方運輸局等へ交付予定枠の申し込みを行い内定通知を受ける必要がありますが、申し込み期間が平成29年9月1日から9月29日までとなるため、傘下の会員事業者に対して申し込み漏れがないよう更なる周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 松本
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

事 務 連 絡
平成29年8月21日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

自動車局環境政策課
自動車局旅客課
自動車局貨物課

低公害車普及促進対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の
交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

平成29年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、事業Ⅱ・事業Ⅲに係る補助金の交付予定枠の申込期間については、「平成29年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について」（平成29年3月31日付け国自環第257号、国自旅第413号、国自貨第178号）で通知していますが、下記のとおり改めてお知らせします。

また、低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成29年3月31日付国自環第256号、国自旅第412号及び国自貨第177号、以下「運用方針」）で定める交付予定枠の申込書の作成については、別紙を参照いただき、上記と合わせて貴団体傘下会員に周知いただくようお願いいたします。

記

（1）交付予定枠の申し込み期間

平成29年9月1日から平成29年9月29日まで

（2）通常申請

①申請対象車両 平成30年1月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造する場合は自動車検査証を交付。）されるもの（ただし、（1）の申し込みを行い、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成29年11月1日から平成29年11月30日まで

（3）実績申請

①申請対象車両 原則として、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間に新車新規登録（使用過程車を補助対象車両に改造した場合は自動車検査証を交付。）されたもの（ただし、（1）の申し込みを行い、地方運輸局長から交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、平成29年10月31日までに登録されたものにあつては、平成29年11月30日までを申請受付期間とする。

低公害車普及促進対策費補助金交付予定枠の申込書作成上の留意点について

1. 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックにかかる申請の場合
(運用方針 様式4-1)

<提出書類及び留意事項>

書類種別	留意事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月1日～29日)であること。
	③「申請者欄」には、タクシー・トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。 ※新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日が12月31日までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(オプション価格が加算されていないこと)。 ※電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシーについては、1台あたりの補助金額に上限あり(1台あたり車両本体価格の600万円を上限とする。)
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 (電気タクシー・トラック…1/4、プラグインハイブリッドタクシー…1/5)
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。
(2) 見積書の写し	⑨交付された日付が申請の最終受付日(9月29日)より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑩補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。
	⑪提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

2. 電気自動車用充電設備にかかる申請の場合（運用方針 様式4-2）

<提出書類及び留意事項>

書類種別	留意事項
(1) 交付予定枠申込書	①導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数 を1枚に合算して作成しないこと。（1度の工事で複数台の充電 設備の導入を行う場合は相談すること。）
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間 （9月1日～29日）であること。
	③「申請者欄」には、タクシー、トラック事業を営業者の氏名 又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タ クシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック（緑ナ ンバー）が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出する こと。
	⑤「導入（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の 別が一致すること。 ※新車新規登録日、改造後の自動車検査証の交付日が12月31日 までのものは「実績申請」、それ以降のものは「通常申請」
	⑥「補助対象経費（設備の価格）」欄の金額が見積書記載の税抜き 価格と一致すること（充電設備については、本体及び機器を構成 するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費とな る。）。
	⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているた め、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当 しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経 費としない。
	⑧「補助金申請額」には補助率（充電設備本体の1/4）が正しく 適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されてい ること。
(2) 見積書の写し	⑨「設置場所」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
	⑩交付された日付が申請の最終受付日（9月29日）より以前であ ること。 ⑪1基あたりの本体価格が判別できること。（一式等の表示のみの 場合は内訳を添付すること）
(3) 当該充電器の仕様 書、工事図面	⑫見積書の内容と不一致がないこと（電線の長さ、不必要な機材の 算定等）。

3. 優良ハイブリッドバス、CNGバスにかかる申請の場合（運用方針 様式5）

<提出書類及び留意事項>

書類種別	留意事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算しないこと。
	②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月1日～29日）であること。
	③「申請者欄」には、バス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。
	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。
	⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。
	⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 （通常車両価格（運用方針に記載）と補助対象車両価格の差額の1/3）
	⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。
	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。
	⑨地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名が記載されていること。
(2) 見積書の写し	⑩交付された日付が申請の最終受付日（9月29日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑪補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。
	⑫提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

4. 優良ハイブリッドトラック、CNGトラックにかかる申請の場合（運用方針 様式6）
 <提出書類及び留意事項>

書類種別	留意事項
(1) 交付予定枠申込書	①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算しないこと。 ②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月1日～29日）であること。 ③「申請者欄」には、トラック事業を経営する者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。 ※補助対象車両がリース会社所有でも、使用者が記入すること。 ④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。 ⑤「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること（オプション価格が加算されていないこと）。 ⑥「補助金申請額」には補助率が正しく適用された金額が記載されていること。 （通常車両価格と補助対象車両価格の差額（運用方針に記載）の1/3） ⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGトラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。 ⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。 ⑨導入台数が3台未満の場合、必ず条件のいずれかをチェックがすること。 ⑩地方公共団体等協調団体の補助額について、金額、団体名を記載すること。
(2) 見積書の写し	⑪交付された日付が申請の最終受付日（9月29日）より以前であること。
(3) 請求書の写しもしくは自動車検査証の写し	⑫補助対象車両を既に導入済の場合は提出すること。 ⑬提出書類が自動車検査証の写しの場合、「申請者欄」に記載された氏名又は名称と、自動車検査証の「使用者欄」の氏名又は名称が一致すること。

①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算して申請しないこと。

の交付予定枠の申込書

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間（9月1日～29日）であること。

（電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック）

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名	③「申請者欄」には、タクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。			印
	住所				
担当者	氏名	役職			
	連絡先	電話	④「登録（予定）日」の日付と申請種別（実績申請・通常申請）の別が一致すること。		
	E-mail				
	<input type="checkbox"/> 電気タクシー、 <input type="checkbox"/> プラグインハイブリッドタクシー、 <input type="checkbox"/> 電気トラック	車種(商)	⑤見積書の金額（税抜き、オプション抜き）と一致すること。		
補助申請予定車両	登録（予定）日	平成 年 月 日			
	補助対象経費(予定)	⑥補助率が正しく適用されていること EV…1/4、PHV…1/5			
	補助金申請額(予定)				
	使用の本拠の位置	都・道・府・県	市・区		
	本申請はあらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（ <input checked="" type="checkbox"/> をする）	⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局（支局）の管轄と一致すること。			
	上記自動車は（リース/リース外）により導入するものである。（ <input checked="" type="checkbox"/> をする）				
	（リースの場合は、リース事業者名（予定）： _____）				

⑦所有後1年以上経過した使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し（既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し）を添付すること。
 4. あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に改造する場合は、改造にかかる見積書を添付すること。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号：

平成29年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
 （電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック）

上記の申請予定車両について、
 （記載のとおり）
 （下記の通り） 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印

①導入予定設備1基毎に1枚作成することとなっているため、複数を1枚に合算して作成しないこと。(1度の工事で複数台の導入を行う場合は相談すること。)

平成29年度低公害車普及促進対策補助金の交付予定枠の申込書

(電気自動車用充電設備)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月1日～29日)であること。

平成 年 月 日

〇〇 運輸局長 殿

申請者	氏名又は名称及び代表者名	③「申請者欄」には、タクシー、トラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。			印
	住所				
	担当者	氏名	役職	④「充電設備のみを導入」をチェックした申込書の場合は、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック(緑ナンバー)が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出すること。	
	連絡先	電話			
	E-mail				

⑥「補助対象経費」欄の金額が見積書記載の税抜き価格と一致すること(充電設備については、本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格が補助対象経費となる)。

□急速充電設備 □普通充電設備
 にも充電設備を購入、 充電設備のみを導入。(☑をする)

⑤「導入(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。

補助申請予定設備	導入(予定)日	平成 年 月 日	
	補助対象経費(予定)	設備の価格	円①(注4)
		工事費	円②(注6)
	補助金申請額(予定)	円 (①×1/4 (補助率)) + ②	
設置場所	□同上 □都・道		
使用の本拠の位置	都・道・府・市		
上記設備は(□自ら購入・□リース)により導入(リースの場合は、リース事業者名(予定)):			

⑦工事費については、1件あたり費目毎に上限額を設けているため、別添上限額資料を参照すること。上限額資料の各項目に該当しない経費、特に実費に一定率を乗じた「諸経費」は補助対象経費としない。

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定設備1基毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 充電設備のみを導入する場合は、電気タクシー・プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック(緑ナンバー)が、当該充電設備を使用する事を示した書面を提出させること。
 3. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は、補助対象経費に係る請求書の写し)を添付すること。
 4. 本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含む価格
 5. 当該充電器の仕様書、工事図面を添付すること。

⑧「補助金申請額」には補助率(充電設備本体の1/4)が正しく適用された金額と⑦で精査された工事費の合計額が記載されていること。

⑨「設置場所」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

平成29年度 低公害車普及促進
 (電気自動車用充電設備)

上記の申請予定車両について、記載のとおり 下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日 〇〇運輸局長 印

①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算しないこと。

平成29年度低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の申込書
(優良ハイブリッドバス、CNGバス)

平成 年 月 日

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月1日～29日)であること。

氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」には、バス事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名を記載すること。				印
住 所						
担当者	氏 名	役 職				
	連絡先	電 話	FAX			
		E-mail				
		<input type="checkbox"/> 付	④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。			
		<input type="checkbox"/> 大型(9m以上)	<input type="checkbox"/> 中型(7m以上9m未満)	⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。		
		<input type="checkbox"/> 小型(7m以下)	車種(商品名)			
登録(予定)日		平成 年 月 日		⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)		
補助対象経費(予定)		円				
補助金申請額(予定)		円				
使用の本拠の位置		都・道・府・県			市・区	
本申請は使用過程車をCNG自動車に改造するものである。		<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ				
⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。		ース)により導入するものである。(☑をする)				
(リースの場合は、リース事業者名(予定):)				
地方公共団体等協調団体の補助額		円				
※複数ある場合は合計額を記入		(団体名:)				

⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGバスに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

⑨金額、団体名を記載すること。

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定自動車1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 3. 使用過程車をCNG自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
 4. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

内定整理番号:

平成29年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
(優良ハイブリッドバス、CNGバス)

上記の申請予定車両については、記載のとおり
下記の通り 補助金の交付予定枠を内定する。

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印

①自動車1台毎に1枚作成することとなっているため、複数台を1枚に合算しないこと。

付予定枠の申込書

(優良ハイブリッドトラック、CNGトラック)

②「申込年月日」欄に記載された日付が申請受付期間(9月1日～29日)であること。

平成 年 月 日

申請者	氏名又は名称及び代表者名		③「申請者欄」にトラック事業を営業者の氏名又は名称及び代表者名が記載されていること。			印
	住所					
	担当者	氏名	役職			
		連絡先	電話	FAX		
		E-mail				

④「登録(予定)日」の日付と申請種別(実績申請・通常申請)の別が一致すること。

⑦所有後1年以上経過した使用過程車をCNGトラックに改造する場合は、補助対象経費に車両本体価格が含まれていないこと。

- 優良ハイブリッドトラック
 軽自動車・2.5ト未満
 3.5トン超(最大積載量4ト未満)・ 3.5トン超(最大積載量4ト以上)

⑤見積書の金額(税抜き)と一致すること。

申請予定車両	登録(予定)日	平成 年 月 日
	補助対象経費(予定)	円
	補助金申請額(予定)	円
使用の本拠の位置		都・道・府・県 市・区

⑥補助率が正しく適用されていること(通常車両価格との差額の1/3)

⑧「使用の本拠の位置」が受付運輸局(支局)の管轄と一致すること。

本申請は使用過程車をCNG自動車に改造するものである。 はい いいえ

ス)により導入するものである。(をする)

(リースの場合は、リース事業者名(予定):)

平成29年度内の環境対応車(トラック)導入予定台数(全体) 台
 ※上記、導入予定台数3台未満の場合は下記該当番号(①～⑤)に をする(※複数回答可)
 ①経年車の廃車あり、 ②リースで導入、 ③グリーン経営認証取得済、 ④Gマーク取得済、 ⑤ISO認証取得済

⑨台数が3台未満の場合、必ずいずれかにチェックをすること。

地方公共団体等協調団体の補助額 ※複数ある場合は合計額を記入 (団体名:)

- (注) 1. 使用者たる運送事業者が導入予定車両1台毎に作成し、提出すること。リースによる導入の場合も同様とする。
 2. 補助対象経費に係る見積書の写し(既に導入した場合は上記該当欄に契約日を記載するとともに、補助対象経費に係る請求書の写し及び自動車検査証の写し)を添付すること。
 3. 経年車の廃車を伴う新車導入の場合は、廃車予定自動車の自動車検査証又は廃車済自動車の登録事項等証明書(詳細)の写しを添付すること。
 4. 使用過程車をCNG自動車に改造する予定の申し込みの場合は、見積書を添付すること。
 5. 過去に正当な理由無く内定を辞退した者については、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

⑩金額、団体名を記載すること。

平成29年度 低公害車普及促進対策費補助金の交付予定枠の内定通知書
 (優良ハイブリッドトラック、CNGトラック)

上記の申請予定車両については、(記載のとおり) 補助金の交付予定枠を内定する。
 (下記の通り)

平成 年 月 日

〇〇運輸局長 印

平成29年度低公害車普及促進対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅰ（燃料電池バス、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ、充電設備等の導入）

補助制度を活用される方は以下の手続きが必要となります。

- (1) 事業計画書<運用方針第1号様式>の提出
補助金の申請をされる方は、『補助金事業実施者の認定』を受ける必要があります。
申請期間：平成29年4月3日～4月28日
- (2) 交付申請書<交付要綱第1号様式>の提出
補助事業の認定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口にて提出して下さい。
交付申請書提出期間：認定通知書到着後20日以内（原則）
- (3) 実績報告書<交付要綱第11号様式>、
詳細実績報告書<運用方針第3号様式>の提出
補助金の交付決定通知を受け、補助事業が終了（補助対象自動車の導入後1か月程度の実証運行を実施した）後、以下の期限までに実績報告書を窓口にて提出して下さい。

※平成29年度については、2回目以降の実施は現在のところ未定です（方針が決定次第国交省HPにてお知らせします。）。



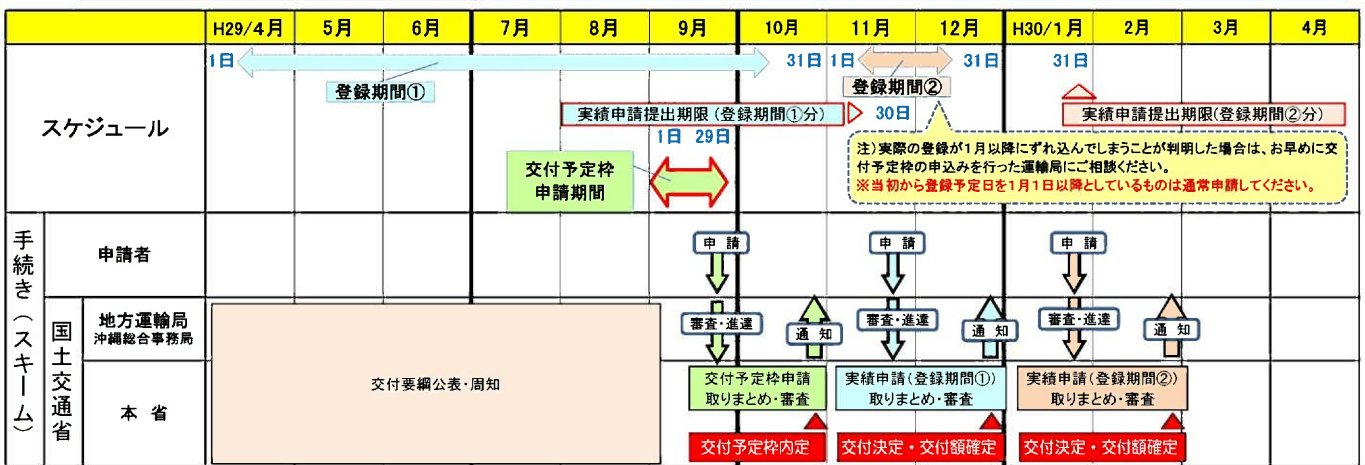
●事業Ⅱ（電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入）

●事業Ⅲ（ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリッドトラック、CNGトラックの導入）

①登録後申請（実績申請）の場合 <対象：補助対象自動車を平成29年4月1日から12月31日までに導入の上登録される方>

対象に該当する方は以下の手続きが必要となります。

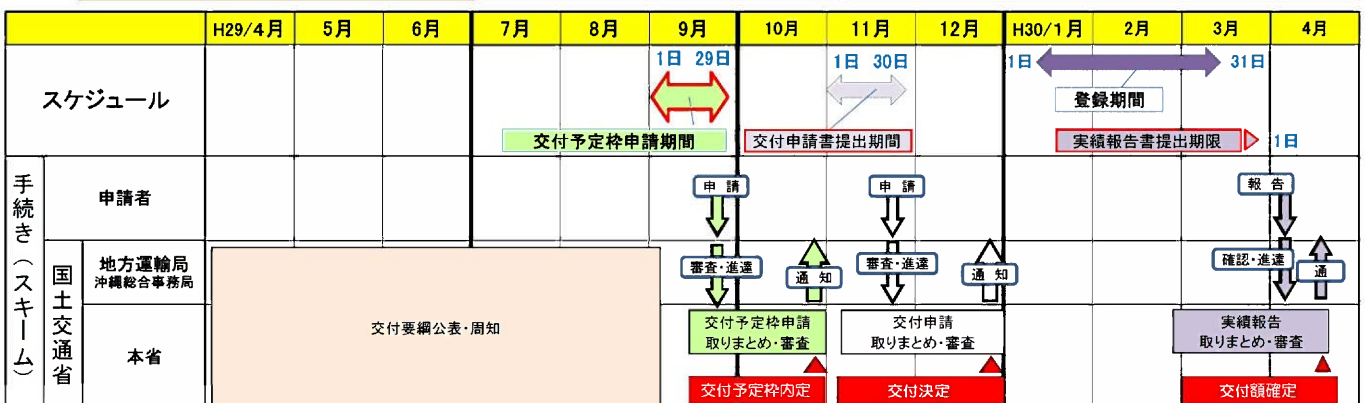
- (1) 補助金交付申請書<運用方針第1～3号様式>の提出
補助金の申請をされる方は、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。
申請期間：平成29年9月1日～9月29日
- (2) 実績申請書<交付要綱第2号様式>の提出
補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自動車の登録時期に応じ、右記の期限までに実績申請書（交付申請書兼実績報告書）を窓口にて提出して下さい。
平成29年4月1日～10月31日に補助対象自動車を導入、登録される方、平成29年11月30日まで
平成29年11月1日～12月31日に補助対象自動車を導入、登録される方、登録日から30日以内まで



②登録前申請（通常申請）の場合 <対象：補助対象自動車を平成30年1月1日から3月31日までに導入の上登録される方>

対象に該当する方は以下の手続きが必要となります。

- (1) 補助金交付申請書<運用方針第1～3号様式>の提出
補助金の申請をされる方は、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。
申請期間：平成29年9月1日～9月29日
- (2) 交付申請書<交付要綱第1号様式>の提出
補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口にて提出して下さい。
交付申請書提出期間：平成29年11月1日～11月30日
- (3) 実績報告書<交付要綱第11号様式>の提出
補助金の交付決定通知を受け、補助事業（補助対象自動車の導入・登録）が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を窓口にて提出して下さい。
提出期限：登録日から30日以内又は平成30年4月1日のいずれか早い日まで



充電設備設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

工事区分及び補助対象軽費となる工事費		急速充電設備	普通充電設備
合 計		421(426)	237(240)
(1)充電設備設置工事費			
①充電設備設置工事費	ア.基礎工事費	25	15
	イ.本体搬入費(離島※1の場合)	3(8)	1.5(4.5)
②電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、 工事内容毎に上限を定める	130	65
③特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	100	—
(2)付帯設備設置工事費			
①屋根		50	50※2
②充電設備防護用部材		8	8
③電灯		5	5
(3)その他設置に係る費用※3			
①雑材・消耗品費、養生費		5	5
②レイアウト検討・図面作成費	図面作成費	10	10
	レイアウト検討費	10	10
	電力会社立会・協議費	5※4	—
③充電スペース造成費		50	50
④その他労務費		20	17.5

※1 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。

※2 コンセントスタンド設置時のみ適応する。

※3 「諸経費」は補助対象軽費としない。「(3)その他設置に係る費用」に該当するものは根拠を示すこと。

※4 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適応する。

(注)急速充電設備と普通充電設備を一カ所に設置する工事の場合は、急速充電設備設置工事に係る工事費の上限額を採用する。

国自環第 2 5 7 号
国自旅第 4 1 3 号
国自貨第 1 7 8 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

自動車局環境政策課長
自動車局旅客課長
自動車局貨物課長

平成 29 年度低公害車普及促進対策費補助金に係る交付申請の受付期間等について

平成 29 年度低公害車普及促進対策費補助金の執行については、「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」（平成 29 年 3 月 31 日付け国自環第 255 号、国自旅第 411 号、国自貨第 176 号。以下「交付要綱」という。）及び「低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針」（平成 29 年 3 月 31 日付け国自環第 256 号、国自旅第 412 号、国自貨第 177 号。）によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

（1）交付予定枠の申し込み期間（交付要綱第 4 条、別表）

平成 29 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 29 日まで

（2）通常申請（交付要綱第 5 条第 1 項）

①申請対象車両 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新車新規登録（使用過程車を電気自動車、CNG 自動車に改造する場合は車検証の交付。以下同じ。）されるもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで

（3）実績申請（交付要綱第 5 条第 3 項）

①申請対象車両 原則として、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に新車新規登録されたもの（ただし、（1）の期間に地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。）

②申請受付期間 登録された日から 30 日を経過した日まで。ただし、平成 29 年 10 月 31 日までに登録されたものにあつては、平成 29 年 11 月 30 日までを申請受付期間とする。